

第 6318 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 12日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

♠ 法定調書の提出基準の引き下げ

Q : 法定調書の提出義務基準が改正になったようですが、どのようになったのですか？

A : e-Tax又は光ディスクによる提出義務基準が1,000枚以上から100枚以上に引き下げられました。

【解説】

法定調書は現在60種類ありますが、このうち「給与所得の源泉徴収票」「退職所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受けの対価の支払調書」「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」は、原則として、支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに支払事務を取り扱う事務所、事業所等の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならないこととなっています。そして、令和2年12月31日以前の提出については、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった法定調書の枚数が1,000枚以上であるものは、e-Tax又は光ディスク等により提出しなければならないこととされています。

なお、この1,000枚基準は平成30年の税制改正で100枚に引き下げられており、令和3年1月1日以後に提出すべき法定調書に適用されることになっています。

したがって例えば、今年度平成31年1月に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上であった場合には、令和3年1月にe-Tax又は光ディスク等により提出しなければならないので注意してください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

